

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたことに伴う  
産業廃棄物収集運搬業許可証の書換交付に係る申出書の提出について（依頼）

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。）等の改正については、平成 29 年 9 月 4 日付け 29 資第 174 号で通知したところです。

これらの改正に伴い、排出事業者等に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が処理できることを明らかにするため、産業廃棄物収集運搬業許可証について、取り扱う産業廃棄物の種類にその旨を明記することとされるとともに、改正政令の施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わないこととされました。

このため、当県では、申出書の提出により本件廃棄物の取扱い状況を確認することとし、その手続を、別添「産業廃棄物収集運搬業に係る水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について」のとおり行いますので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、長野県ホームページに当該手続に係る案内ページの開設を予定しています。

#### 記

#### ○ 添付書類

- ・産業廃棄物収集運搬業に係る水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について
- ・様式 「申出書、（第 1 面）、（第 4 面）、（第 5 面）、（第 7 面）」
- ・様式の記載例

#### ○ 長野県環境部資源循環推進課ホームページ（平成 29 年 9 月中旬公開予定）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kensei/soshiki/soshiki/kencho/haikibutsu/index.html>

#### ○ 環境省ホームページ

- ・水銀廃棄物関係  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>
- ・水銀廃棄物ガイドライン（平成 29 年 6 月）  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906\\_guide1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf)

#### 【参考資料】

- ・産業廃棄物収集運搬業者向け水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る改正内容のお知らせ

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 （課長）丸山 良雄 （担当）萩原 大輔
電 話	026-235-7164
ファクシミリ	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp